

# 令和7年度 桜木中学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止等の基本的な方針

### 1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 学校において実施する施策

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにすることや、被害児童・生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

#### (1) いじめの未然防止

すべての児童・生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、すべての児童・生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取り組みを推進する。

また、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力の育成を図るとともに、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。

さらに、年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は児童・生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、児童・生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取り組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

### (3) いじめへの早期対応

いじめの情報やいじめの兆候が確認された場合には、いじめを受けている児童・生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。

### (4) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくには、家庭や地域の方々、関係機関と連携を推進する。

### (5) いじめ防止プログラムの活用

1年生で「いじめ防止プログラム」の授業を全員が受講し、いじめの撲滅と傍観者をつくらない活動をする。

### (6) いじめ防止等に取り組む組織の設置

いじめ防止等に実効的に取り組む組織（桜木中学校いじめ防止推進委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的に実施する。またこの委員会は、校長、副校长、生活指導主任、教務主任やスクールカウンセラー、養護教諭で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取り組みが実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

## 2 本校に係る重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより児童・生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ただし、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受けている児童・生徒の状況を報告し教育委員会が判断する。重大事態が発生した場合には、桜木中学校いじめ防止推進委員会は、教育委員会への報告とともに連携して、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、いじめられた児童・生徒や保護者等から重大事態であるとの申立てがあったときは、調査の実施や報告など適切に対応する。

### (2) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している桜木中学校いじめ防止推進委員会などを中心に、重大事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校から教育委員会を通じて速やかに区長に報告する。

### 第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取り組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

# 桜木中学校いじめ防止基本方針(概要版)

桜木中学校いじめ防止推進委員会

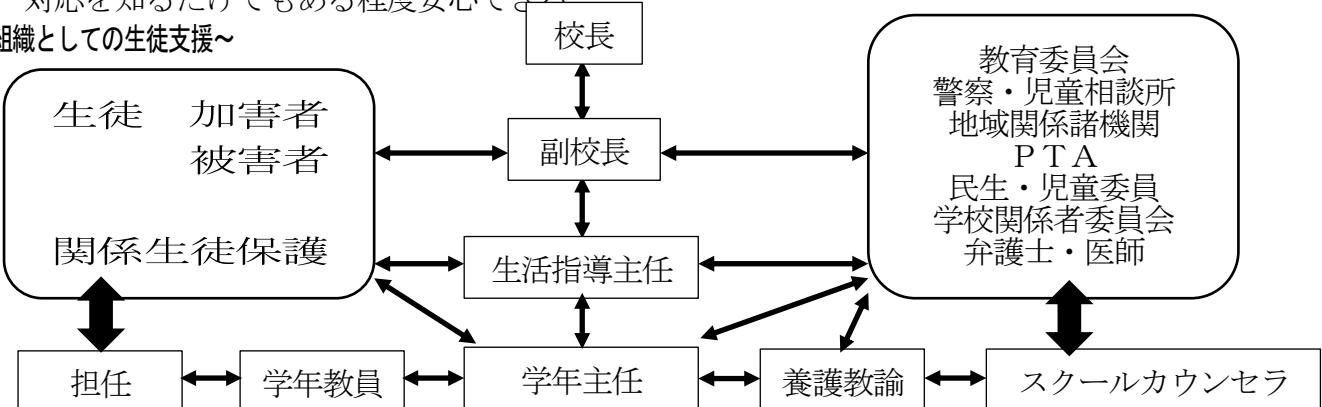
## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項より 平成25年）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 1. いじめの早期解決に向けての組織的対応 → いかなる場合でも、いじめ被害者の生徒を全面的に守る。

- ① いじめ被害生徒がなんらかの問題（生活指導上、あるいは精神的問題）を抱えている場合でも、被害生徒の訴えに耳を傾け誠実に対応する。  
例) 被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース  
→それでも被害生徒を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導で行う。
- ② 被害生徒のいじめの訴えが思い込みであっても、被害生徒の訴えをまず誠実に聴き対応することで、被害生徒本人や家族とのトラブルを小さく出来る。その他、被害生徒がいじめに繋がりやすい要因を持っていることがある場合、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
- ③ 実際のいじめの相談やいじめ指導において、徹底して被害生徒への仕返しや報復から守り抜く。加害生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害生徒を仕返しや報復から絶対守り抜くということを教員集団として決意し、日頃から生徒たちに伝えておく。
- ④ 被害生徒を安心させるため、教員（学校）との連絡を密にし、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- ⑤ 加害生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害生徒を守り抜く決意を加害側にも示す。
- ⑥ 加害生徒もなんらかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導をしたあと、教員の役割分担の中で主張する部分も聞き、フォローしていく。
- ⑦ 被害生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害生徒への直接の指導を嫌がる場合、他の方法を考え速やかに実行する。  
例) 偶然、現場に教員が通りかかったふりをし、指導することで、被害者が告げ口したと言われる事態を防止できる。教育相談担当者がなんらかの形で加害生徒と話すきっかけを持ち、いじめをしてしまう状況を改善していく。
- ⑧ いじめ問題は1人の教員だけで対応できないので、必ず関係主任（学年、生活、教育相談）、管理職と連携し、逐一報告・相談をし、組織的に対応する。被害生徒とその家族は、学校の考え方や対応を知るだけでもある程度安心できる

#### ～組織としての生徒支援～



校内で、いじめが疑われるトラブルがあった場合は、いじめ防止推進委員会を開き対応する。

●いじめ防止推進委員会メンバー

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、該当生徒の学級担任

## 世田谷区立桜木中学校 「いじめ防止推進委員会」

委員会  
の実務

ア、学校いじめ防止基本方針の策定  
ウ、いじめの未然防止  
オ、年間計画進捗のチェック  
キ、各取組の有効性の検証

イ、年間計画の企画と実施  
エ、いじめの発生への対応  
カ、教職員の資質向上のための校内研修  
ク、学校いじめ防止基本方針の見直し

### 1. いじめの発生を許さない学校づくり

生徒

- ① 他の人々の存在・立場を尊重し、思いやりの心を持つことができる道徳観の育成を図る。
- ② 一人一役など、全ての生徒が所属感、自己肯定感を抱くことができるよう生徒活動を行う。
- ③ 学級委員、各種委員会で会議を持ち、いじめにつながるような問題点や心配事について意見を出し合う会を設定する。(毎月1回、放課後 各種委員会・中央委員会)
- ④ 『意見箱』の設置。ロイロを活用した意見箱、昇降口に設置したBOXに投函するシステム。

教職員

- ① ふれあい月間(6、11月、2月)、合計3回の定期的アンケートの実施
- ② 入学する生徒一人一人について、各小学校の担任・学年と情報を共有する。対策を講じる。
- ③ 授業や行事の中に、スピーチ、プレゼンテーションや話し合い活動など自分の考えや意見を述べる機会を多く設定する。
- ④ 教員の“ことばの力”を磨き、言語に関する能力の育成に取り組む。ことばの乱れが心の乱れに繋がると考え、言語活動の充実を図る。(研修会等への参加)
- ⑤ いじめの発生しやすい場所、時期、学年、学級を把握し、重点的に注意を払う。
- ⑥ “生徒の多様性”に寛容な姿勢で対応し、個の存在を認める学級づくりを実践する。
- ⑦ インターネット上、SNS等への書き込みによる誹謗中傷を根絶させるための情報モラル向上の指導を行う。

家庭・地域

- ① 公開授業、学校行事、三者面談などを通して、生徒に関する情報の共有を図る。
- ② 地域行事への参加促進

### 2. 「初期のいじめ」に対する取り組み

生徒

- ① いじめの発生確認後、3日以内に全ての関係生徒より聞き取り調査を行う。
- ② 学年及び担任より対象生徒へ学校としての考え方を伝える。被害生徒を全面的に守る。

教職員

- ① いじめの発生した時期、場所、対象生徒、原因など全体像の把握に努める。全教員への周知。
- ② アンケート調査の実施、授業・休み時間・放課後の見回り強化。緊急学年会議、対策会議実施。
- ③ いじめ防止教材を活用し、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを全校生徒に再認識させる。(学年集会、道徳、学級活動の中で教材を使用する)

家庭・地域

- ① 学年及び担任より関係生徒の保護者へ学校としての考え方を伝える。被害生徒を全面的に守る。
- ② 学年及び担任より定期的に関係生徒の保護者へ経過報告を行う。

### 3. 「重大ないじめ」に対する取り組み

生徒

- ① 全学年生徒へのアンケート実施及び関係生徒・集団への詳細調査を行う。
- ② 対象生徒へ学校としての考え方を学年及び担任より伝える。被害生徒を全面的に守る。

教職員

- ① いじめ防止対策委員会、緊急会議の開催。家庭訪問を行い、生徒の心のケアに全力で取り組む
- ② 対象生徒への指導記録、生徒の聞き取り情報を対策委員会として検証を行う。(報告書作成)

家庭・地域

- ① 世田谷区教育委員会への報告及び支援要請、PTA、児童相談所、民生委員、学校関係者委員会への支援要請などを行う。
- ② 学年及び担任より定期的に関係生徒の保護者へ経過報告を行う。

# 令和7年度 桜木中学校いじめ防止基本方針の年間活動計画

いじめ防止推進委員会の役割				いじめ防止推進委員 メンバー	校長、副校長、主幹教諭、生 活指導主任、学年主任、養護 教諭、スクールカウンセラ ー、該当生徒の学級担任
月	主な学校行事	いじめ防止推進委員会	生活指導部会(類)	学年及び学級	各種委員会
4月	始業式、入学式、 新入生歓迎会、 保護者会、 1年ネットリテラシー 醸成講座 部活動一斉ミーティング	基本方針及び年間計画の確 認、検討会議 校内委員会(以下定例会議) S C面談	生徒理解研修会(職員 会議) 生活指導部会定例会 議(以下定例会議)	委員会・係活動等 前期生徒所属の決 定、生徒の状況把握 1年ネットリテラ シー醸成講座	各委員会 月例会議
5月	セーフティ教室 生徒総会 1年移動教室 体育大会	定例会議	定例会議	体育大会に向けて の組織作り、生徒総 会に向けての議案 書討議	月例会議、 生徒総会
6月	定期考查I	定例会議 Q-U調査	ふれあい月間 アンケート調査 定例会議		月例会議
7月	保護者会 終業式 三者面談、夏季補習 1年いじめ防止プロ グラム	1学期検討会議(心理士訪 問) いじめ問題の総括 年間計画進捗状況報告 定例会議	定例会議 1学期の生活指導の振 り返り	三者面談 1年いじめ防止プロ グラム	月例会議
8月	(夏季休業期間)	都・区などで行われるいじめ・人権などについての 研修会への参加			
9月	始業式 2年職場体験 3年修学旅行 生徒会役員選挙 1,2年生二者面談	夏休みの状況把握 定例会議	定例会議	生徒会役委員選挙 活動、後期委員・係 活動等所属の決定 1,2年生二者面談	月例会議(前 期のまとめ)
10月	学芸発表会 道徳地区公開講座	定例会議	定例会議	学芸発表会に向け ての取り組み練習	月例会議
11月	定期考查II	定例会議	ふれあい月間 アンケート調査 定例会議		月例会議
12月	三者面談 終業式	2学期検討会議(心理士訪問) いじめ問題の総括 年間計画進捗状況報告 定例会議	定例会議 年度末反省	三者面談	月例会議
1月	始業式 2年校外学習	冬休みの状況把握 定例会議	定例会議		月例会議
2月	新入生保護者説明会 定期考查III	年間総括会議 基本方針の見直し改善・検 討	ふれあい月間 アンケート調査 定例会議		月例会議
3月	3年校外学習 学発展示、三送会、 卒業式、修了式	令和7年度版基本方針及び 年間計画の決定	定例会議 次年度への引継ぎ事 項の確認	卒業式に向けての 取り組み練習	月例会議 (後期のま とめ)